

令和2年度長岡市スポーツ少年団バレーボール交流大会 開 催 要 項

- 1 主 催 (公財)長岡市スポーツ協会 長岡市スポーツ少年団
 - 2 共 催 長岡市 長岡市教育委員会
 - 3 主 管 長岡市バレーボール協会小学生部会 長岡市少年バレーボール指導者協議会
 - 4 日 時 令和3年2月23日(火・祝) 開 場 午前8時00分～
受 付 午前8時30分～
合 同 練 習 ①午前8時40分～9時00分
②午前9時05分～9時25分
代表者会議 午前8時50分～
開 会 式 行いません
競 技 開 始 午前9時40分～
閉 会 式 全試合終了後
 - 5 会 場 長岡市市民体育館 長岡市学校町1-2-1 TEL 0258 (34) 2700
 - 6 チーム編成 チームは監督1名、コーチ1名、マネージャー1名、選手12名の計15名以内。
ただし、監督、コーチ、マネージャーの内、1名以上は成人であること。
 - 7 参加資格 市内スポーツ少年団及び近隣市町村スポーツ少年団
上記以外の選手、指導者を含む参加申込は認めない。
なお、男女ともチーム数制限なしとする。
 - 8 参加料 1チーム 1,000円(当日徴収)
 - 9 競技規則 2020年度(公財)日本バレーボール協会6人制競技規則による。
ただし、別に定める小学生バレーボール競技規則を用いる。他に交流大会特別
ルールを用いることもある。
 - 10 競技方法 男女ともトーナメント方式もしくはリーグ戦とし、1セット21点のラリーポ
イント制を用い、3セットマッチとする。ただし、3セット目は15点。
チーム編成は、男女とも6年生主体のAクラス、5年生以下主体のBクラスとす
る。男女混合チームも認めるが、この場合、男子チームへの参加とする。ただし、
男子はA・Bクラス合同、女子はA・Bクラス別の組合せとする。またメンバー
不足の場合に限り、他チームとの合同チームを認める。
※競技方法は変更となる可能性があります。
 - 11 試合球 Aクラス： モルテン
Bクラス： ミカサ 試合球は事務局で用意します。
 - 12 申込方法 所定の申込用紙に必要事項を記入のうえ、令和3年1月28日(木)までに下記
事務局へFAXまたはEメールで申込む。
**※12月29日(火)から翌年1月3日(日)まで事務局は休業となりますので
ご注意ください。**
- 〒940-0084 長岡市幸町2-1-1 さいわいプラザ2階
(公財)長岡市スポーツ協会 長岡市スポーツ少年団事務局(担当:小野、青柳)
電 話: 0258-34-2130 FAX: 0258-34-2170
Eメール: n-sposyo@n-spokyo.or.jp
- 13 組 合 せ 令和3年2月2日(火)に主催者及び主管団体の責任抽選を行い、各チームへ抽選
結果をメールで送付いたします。また、長岡市スポーツ協会のホームページにも

掲載いたしますのでご確認ください。

14 審判及び記録について

主、副審及びラインジャッジ、得点及び記録係は各チームで分担します。
記録はAクラスのみ公式記録用紙を使用し、Bクラスは試合結果記入用紙のみとします。

なお、審判担当表は当日の代表者会議で配布します。

15 新型コロナウイルス感染防止に対する注意事項

- (1) 本大会は、(公財)日本スポーツ協会「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」(5月14日付け、令和2年10月2日改定)及び、日本小学生バレーボール連盟「大会開催における新型コロナウイルス感染拡大予防対策ガイドライン【主催者版】」に従って、大会の感染拡大防止策を実施します。
- (2) 発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合、同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合等はお控え下さい。
- (3) 大会当日は朝、検温を必ずしてください。また、会場入り口でも検温を行いますのでご協力をよろしくお願いいたします。
- (4) 受付にて「参加者リスト」と、「健康状態確認事項」提出が必要です。
体調に問題の無い方のみ入場可とします。入場後体調不良(発熱・咳・咽頭痛等)を起こした関係者は、速やかに退場をお願いします。(該当チームで管理する)
- (5) 参加受付時・着替え時等スポーツを行っていない際や会話をする際は、マスクの着用をお願いします。又試合時はコート内の6人のみ以外の、スタッフ、控え選手、記録係、ラインジャッジ、得点係の方達はマスクの着用をお願いします。従って、マスクの不着用は、両コート内の各6人の選手と主審及び副審のみとなります。
- (6) 新型コロナウイルス感染防止のため、開会式は行いません。
- (7) 指定された観客席以外の移動はご遠慮ください。
- (8) 応援の保護者は、選手1名につき1人までといたします。
- (9) 応援については、声援や鳴り物は禁止し、拍手のみとします。
- (10) 受付場所、本部席、コート記録席に消毒液を主催者側で準備し、スタッフの手指並びに使用用具を、使用前・使用後に消毒をする。各チームでも消毒用具を用意しベンチの椅子及びチームの選手、スタッフの消毒を励行して下さい。
さらに、応援席の退出時は、座席の消毒を必ず行って下さい。
- (11) 当日のエントリー変更は不可としますので、十分にご注意下さい。
- (12) 換気は施設空調設備及び窓、非常口の開放を、1時間を目安に10分間行います。
- (13) 大会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、長岡市スポーツ少年団事務局へ速やかに報告して下さい。
- (14) 状況等によっては、大会を中止することがあります。
この場合の基準については以下とします。
 - ① 国、県から非常事態宣言が発令された場合。
 - ② 会場施設より要請された場合。
 - ③ 大会参加の複数チームから感染者が発生した場合。

- 16 その他
- (1) 会場準備、コート設営は各チームスタッフと保護者の方々の協力をお願いします。選手の皆さんは合同練習開始まで、指定された観覧席で待機して下さい。
 - (2) 参加者は必ずスポーツ安全保険等に参加してください。
 - (3) 監督、コーチ、マネージャー、キャプテンは規定のマークを使用してください。
 - (4) 貴重品の管理は各チームで責任を持って行ってください。
 - (5) ゴミは各チームでまとめてお持ち帰りください。
 - (6) 敷地内は全面禁煙ですのでご注意ください。
 - (7) 駐車場が十分にありませんので各チーム極力乗り合わせでお越しください。

スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン

令和 2 年 5 月 1 4 日
(令和 2 年 5 月 2 9 日 改訂)
公益財団法人日本スポーツ協会
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会

1 はじめに

5月4日に第33回新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、同本部において改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）においては、同日に公表された、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」も踏まえ、事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、5月4日開催の専門家会議の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることが求められています。

本ガイドラインは、基本的対処方針を受けて、各種スポーツイベントを再開するに当たっての基準や、再開後の開催時における感染拡大予防のための留意点について、専門家会議の提言等を参考に、まとめたものです。

各スポーツ団体におかれては、本ガイドラインに従ってスポーツイベントを行っていただくとともに、特に中央競技団体におかれては、必要に応じ、本ガイドラインを参考に、練習・トレーニングにおける注意事項を含んだ、競技特性に応じた各競技別のガイドラインの作成に取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、スポーツイベントの実施に際しての新型コロナウイルス感染症への感染を防止するための方策については、必ずしも十分な科学的な知見が集積されている訳ではありません。このため、本ガイドラインは、現段階で得られている知見等に基づき作成しています。今後の知見の集積及び各地域の感染状況を踏まえて、逐次見直すことがあり得ることに御留意をお願いいたします。

また、スポーツイベントの実施の際に利用する施設における感染拡大予防策については、5月14日付けでスポーツ庁が作成した「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」等を参考に、施設管理者とも相談しつつ取り組んでいただけますようお願いいたします。

2 スポーツイベントの再開に当たっての基本的考え方について

スポーツイベントの再開に当たっては、基本的対処方針、専門家会議提言等に基づき、以下のとおり対応することが適当です。

なお、当該スポーツイベントが開催される各都道府県知事の方針に従うことが大前提であり、開催や実施の判断に迷われた際は、開催地や施設が所在する都道府県

のスポーツ主管課や衛生部局等への御相談をお願いします。

(1) 特定警戒都道府県に指定される都道府県

- 比較的少人数のものも含め、クラスターが発生するおそれがあるスポーツイベントについては、引き続き、各都道府県知事からの自粛要請等に基づき、適切に対応することが求められます。
- 特に、全国的かつ大規模なスポーツイベントについては、感染リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、各都道府県知事からの要請等に基づき、慎重な対応をとることが必要です。

(2) 特定警戒都道府県以外の特定都道府県に指定される都道府県

- 全国的かつ大規模なスポーツイベントの開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、各都道府県知事からの要請等に基づき、慎重な対応をとることが必要です。
- 一方、比較的少人数が参加するスポーツイベントについては、地域の感染状況等も踏まえて、各都道府県知事がイベントの開催制限の解除等の対応をとることが考えられます。この場合は、適切な感染防止対策（後述「3 スポーツイベント開催・実施時の感染防止策について」参照）を講じた上で実施することが可能です。

(3) 緊急事態措置の対象とならない都道府県

- 基本的対処方針によれば、スポーツイベントを含む催物の開催については、各都道府県知事において、「新しい生活様式」や業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染防止策が講じられることを前提に、おおむね3週間ごとに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、段階的に規模要件（人数上限）を緩和することとされています。また、各都道府県知事に別添の「移行期間における都道府県の対応について」（令和2年5月25日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）が発出されており、本文及び別紙において、移行期間におけるステップごとの屋内外の別での施設収容率や人数上限に係る基本的考え方等が示されているところです。
- これらを踏まえた各都道府県における、スポーツイベントを含む催物の開催に係る方針に従い、実施の可否等について御判断いただくようお願いします。また、判断に迷う場合は、開催地の都道府県スポーツ主管課に相談してください。
- 上記の移行期間において、各段階の一定規模以上のスポーツイベントの開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するなど、各都道府県知事からの要請等に基づき、慎重な対応をとることが必要です。
- 感染拡大の兆候やスポーツイベントにおけるクラスターの発生があった場合、各都道府県知事の協力の要請等に基づき、無観客化、中止、延期等の適切な対応を行うことが必要です。

3 スポーツイベント開催・実施時の感染防止策について

スポーツイベント開催・実施時の感染防止策について、基本的対処方針、専門家会議提言等に基づき、参加者がスポーツイベントに安全・安心に参加できるよう、各都道府県知事の方針に反しないことを前提として、スポーツイベントを開催・実施することとした主催者が、その運営に当たり留意すべき事項を取りまとめたものです。

また、スポーツイベントの主催者は、以下の内容を踏まえつつ、各イベントの特性を勘案して、感染防止のため自らが実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理することが求められます。また、各事項については、チェックリスト化（※）し、適切な場所（イベントの受付場所等）に掲示するとともに、各事項がきちんと遵守されているか定期的に巡回・確認することにより、イベントの主催者だけでなく、参加者を含む関係者全員が感染防止のために取り組むことが必要です。なお、各事項の整理に当たっては、5月4日開催の専門家会議提言の別添において、「新しい生活様式」の実践例が示されているので、そちらも参照してください。また、障がい者や高齢者など参加者の特性にも配慮する必要があります。

（※）チェックリスト（主催者及び参加者向け）のサンプルを添付しております（別添1、2）。

各スポーツイベントの特性等を勘案して、感染拡大防止のための必要な取組を適宜盛り込んでいただきますようお願いします。

（1）スポーツイベントの参加募集時の対応

スポーツイベントの主催者は、参加募集に際し、感染拡大の防止のために参加者が遵守すべき事項を明確にして、協力を求めることが必要です。また、これを遵守できない参加者には、他の参加者の安全を確保する等の観点から、スポーツイベントへの参加を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ることを周知することが必要です。

なお、スポーツイベントの主催者が参加者に求める感染拡大防止のための措置としては、以下のものが挙げられます。

- ① 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせる（イベント当日に確認を行う。）。
 - ア 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ウ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- ② マスクを持参すること（参加受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること。）。
- ③ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること。
- ④ 他の参加者、主催者スタッフ等との距離（できるだけ2mを目安に（最低1m））を確保すること。（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く。）
- ⑤ イベント中に大きな声で会話、応援等をしないこと。

- ⑥ 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと。
- ⑦ イベント終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

(2) 当日の参加受付時の留意事項

スポーツイベントの主催者は、イベント当日の受付時に参加者が密になることへの防止や、安全にイベントを開催・実施するため、以下に配慮して受付事務を行うことが必要です。

- ① 受付窓口には、手指消毒剤を設置すること。
- ② 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛けること。(状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられる。)
- ③ 人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること。
- ④ 参加者が距離をおいて(できるだけ2mを目安に(最低1m))並べるように目印の設置等を行うこと。
- ⑤ 受付を行うスタッフには、マスクを着用させること。
- ⑥ インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受等を避けるようにすること。
- ⑦ 当日の受付のほか、イベント前日の受付を行うなど当日の混雑を極力避けること。

(3) スポーツイベント参加者への対応

1) 体調の確認

スポーツイベントの主催者は、イベント当日に、参加者から以下の情報を、主催者が保存できる形で提出を求めることが必要です。

- ① 氏名、年齢、住所、連絡先(電話番号)※個人情報の取扱いに十分注意する。
- ② イベント当日の体温
- ③ イベント前2週間における以下の事項の有無
 - ア 平熱を超える発熱
 - イ 咳(せき)、のどの痛みなど風邪の症状
 - ウ だるさ(倦怠(けんたい)感)、息苦しさ(呼吸困難)
 - エ 嗅覚や味覚の異常
 - オ 体が重く感じる、疲れやすい等
 - カ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
 - キ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ク 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

2) マスク等の準備

スポーツイベントの主催者は、参加者がマスクを準備しているか確認することが必要です。

なお、運動・スポーツ中のマスクの着用は参加者等の判断によるもの（※）とするものの、参加の受付、着替え、表彰式等の運動・スポーツを行っていない間、特に会話する時には、マスクの着用を求めることが考えられます。

（※）マスク（特に外気を取り込みにくいN95などのマスク）を着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があることや、熱放散が妨げられることで熱中症のリスクが高くなることを周知すること。また、息苦しさを感じた時はすぐにマスクを外すことや休憩を取る等、無理をしないことについても周知すること。

3) スポーツイベント参加前後の留意事項

スポーツイベントに参加する個人や団体は、イベントの前後のミーティングや懇親会等においても、三つの密を避けること、会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮することが求められます。

(4) スポーツイベントの主催者が準備等すべき事項

1) 手洗い場所

スポーツイベントの主催者は、参加者がイベント開催・実施の間に手洗いをこまめに行えるよう、以下に配慮して手洗い場所を確保することが必要です。

- ① 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- ② 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
- ③ マラソンイベント等では、始点、休憩所、終点にできるだけ手洗い場を確保すること。
- ④ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意することも考えられる。（参加者にマイタオルの持参を求めてもよい。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。）
- ⑤ 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること。

2) 更衣室、休憩・待機スペース

更衣室、休憩・待機スペースは感染リスクが比較的高いと考えられることに留意することが必要です。

スポーツイベントの主催者は、運動・スポーツを行うための服装に着替える更衣室や、一時的な休息をするための休憩スペース、参加者等が参加前の確認を受ける待機スペース（招集場所）について、以下に配慮して準備することが求められます。

- ① 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること。（障がい者の介助を行う場合を除く。）

- ② ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じること。
- ③ 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒すること。
- ④ 換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。

3) 洗面所

洗面所（トイレ）についても感染リスクが比較的高いと考えられることに留意することが必要です。

スポーツイベントの主催者は、運動・スポーツを行う際に利用する洗面所（トイレ）について、以下に配慮して管理することが求められます。

- ① トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること。
- ② トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
- ③ 手洗い場には石鹼（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- ④ 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
- ⑤ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意することも考えられる。（参加者にマイタオルの持参を求めてもよい。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。）

4) 飲食物の提供時

スポーツイベントの主催者は、運動・スポーツの際の栄養補給等として飲食物を参加者に提供する際は、以下に配慮して行うことが求められます。

- ① 参加者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること。
- ② スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること。（ただし、ドーピング検査の対象となる者が参加するイベントでは、未開封の飲料を提供しなければならないこと。）
- ③ 果物等の食品については、参加者が同じトング等で大皿から取り分ける方式を避け、一人分を小皿に取り分けたものを参加者に提供するなど、工夫を行うこと。
- ④ 飲食物を取り扱うスタッフにはマスクを着用させること。

5) 観客の管理

スポーツイベントに観客も参加させる場合には、観客同士が密な状態とならないよう、必要に応じ、あらかじめ観客席の数を減らすなどの対応をとることが求められます。また、大声での声援を送らないことや会話を控えること、会話をする場合にはマスクを着用すること等の留意事項を周知することが必要です。

6) スポーツイベント会場

スポーツイベントを室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行う必要があります。

具体的には、換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うことが考えられます。

(※) スポーツ庁作成の「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」等を参考に、施設管理者とも相談しつつ取り組んでいただきますようお願いいたします。

(再掲)

7) ゴミの廃棄

鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用することが求められます。また、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒することが必要です。

(5) 参加者が運動・スポーツを行う際の留意点

スポーツイベントの主催者は、イベントの参加者に対し、以下の留意点や利用者が遵守すべき内容を周知・徹底することが求められます。

① 十分な距離の確保

運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離(※)を空けること。(介助者や誘導者の必要な場合を除く。)

強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける必要があること。また、水泳時などでマスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をする必要があること。

(※) 感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当である。

② 位置取り

走る・歩くイベントにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取ること。

③ その他

ア 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと。

イ タオルの共用はしないこと。

ウ 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離をとって対面を避け、会話は控えめにすること。また、同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みはしないこと。

エ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外(例えば走路上)に捨てないこと。

(※) その他、各中央競技団体において、競技特性に応じ、各競技別のガイドラインを作成する際、上記以外に感染拡大防止のための必要な取組を適宜盛り込んでいた

だきますようお願いいたします。（再掲）

（6）その他の留意事項

スポーツイベントの主催者は、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、イベント当日に参加者より提出を求めた情報（上記（3）1））について、保存期間（少なくとも1月以上）を定めて保存しておくことが必要です。

また、スポーツイベント終了後に、参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、開催自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておくことが必要です。

加えて、現在、導入が検討されているスマートフォンを活用した接触確認アプリは接触率の低減や感染の拡大防止に寄与することを踏まえ、活用を検討してください。

<参考ホームページ>

・社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（令和2年5月14日スポーツ庁作成・令和2年5月25日改訂）

https://www.mext.go.jp/sports/content/20200514-spt_sseisaku01-000007106_1.pdf

・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）・新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000633501.pdf>

・移行期間における都道府県の対応について（令和2年5月25日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_0525.pdf

・新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を公表しました（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

・スポーツ活動再開時の新型コロナウイルス感染症対策と熱中症予防について（公益財団法人日本スポーツ協会）

<https://www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=4164>

（以上）

令和2年5月26日

各都道府県小学生バレーボール連盟
会長 様
理事長 様

日本小学生バレーボール連盟
会長 工藤 憲
理事長 大内 賢司

活動再開に向けた感染拡大予防ガイドラインについて

今般の新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取り組みは、かつてない事態に多面にわたり、ご苦労されているところと推察されます。

そのような中で、いよいよ政府より昨日5月25日に首都圏1都3県及び北海道を最後に、緊急事態宣言の解除が発表されました。日小連においても、活動再開に向けて、取り組みを進めていくところですが、活動再開にあたっては、今後の持続的な対策として、ガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることが求められています。

本ガイドラインはあくまで基本的な事項を中心にまとめたもので、各都道府県小連におかれては、本ガイドラインを参考に、各都道府県・市区町村から出ているガイドラインに従って、活動を再開するようにお願いいたします。

記

1 感染予防の基本的な対応について

～スポーツ庁「新型コロナウイルス感染対策 スポーツ・運動の留意点」より～

参考：https://www.mext.go.jp/content/20200522-mxt_kouhou02-000007004_1.pdf

(1) 十分な距離の確保

運動をしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離を空けてください。特に、呼気が激しくなるような練習の際は、より一層距離を空けるようにしてください。

また、感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当とされています。

(2) マスクの着用

基本的にマスクを着用するとともに、三つの密（密閉、密集、密接）のいずれかに該当する場所を極力避けるようにしてください。なお、マスク（特に外気を取り込みにくいN95等のマスク）を着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があることや、体温を下げにくくなって熱中症になりやすくなることに注意をしてください。また、息苦しさを感じた時はすぐにマスクを外すことや休憩を取る等無理をしないようにしてください。

(3) うがい・手洗いの実施・手指消毒の実施

うがい・こまめな手洗い・手指消毒を徹底してください。

(4) その他

これからの季節は、特に運動・スポーツを実施する際は、熱中症対策の観点からもこまめな水分・塩分の補給をお願いします。また、スポーツドリンクなどを飲む際には、複数の方との飲み回しは控えましょう。

2. 実際の活動場面における注意事項

～以下は参考例として、各都道府県の実態に即したものを作成してください～

(1) 練習や練習試合を行うときの感染防止策について(チームへの周知)

- ① 選手同士が接触しないような練習を工夫する。手をつなく、腕を組むなどは避ける。
- ② 練習前には必ず検温をしてから参加する。風邪気味や体温が高い時は練習に参加させないようにすること。
- ③ 屋内の活動では、施設の広さに応じた適切な人数となるよう留意すること。また、こまめな換気を必ず行うこと。(例：30分毎に5～10分程度の換気)
- ④ 汗ふき用のタオルは個人用として、共用しない。
- ⑤ 飲み物は個人の水筒やボトルを使用して、共用しない。
- ⑥ 練習等の終了後の指導者の話は、マスクを着用し、身体的距離を守り、短めにする。
- ⑦ 練習中はこまめにうがいをする。練習後は手洗い・うがいを必ず行う。
- ⑧ 練習の行き帰りは、マスクを着用する。特に指導者と保護者は必ず着用する。
- ⑨ 活動中に選手の体調不良が把握された場合は、速やかに帰宅させるようにすること。
- ⑩ 家族や身近な人が感染した場合は、練習に参加させないようにすること。
- ⑪ 熱中症対策も忘れずに行う。水分補給や休憩などをこまめに行う。
- ⑫ 練習試合は、チーム数を限定し、たくさんの人たちが集まらないようにする。
- ⑬ 練習試合の際の1チームの人数をできる限り少なめにする。試合に出ない選手などは参加させない。
- ⑭ 応援の保護者の人数も必要最低限にする。保護者はマスクを着用し、大声での応援はしない。
- ⑮ 指導者はベンチでマスクを着用し、大きな声を出して指導しない。
- ⑯ タイムアウトやセット間等での指導者の話は、身体的距離を守る。
- ⑰ 会場校はトイレや体育館の入り口にアルコール等による消毒液を設置する。
- ⑱ 昼食時は、選手同士の距離を空け、静かに食べる。
- ⑲ 県外への遠征や合宿は、当面の間行わないこと。

(2) 大会・講習会等の感染防止策について(都道府県小連事業実施にあたり)

① 体調の確認

大会・講習会等を実施する際は、実施日当日に、参加者に対して以下の事項を把握することも必要です。(選手・指導者・保護者等)

- 1) 氏名、所属、連絡先(電話番号)等
- 2) 当日の体温
- 3) 実施日前2週間における以下の事項の有無

- ア 平熱を超える発熱
- イ 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
- ウ だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
- エ 嗅覚や味覚の異常
- オ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
- カ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- キ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

② 参加者へのマスク等の準備の周知

③ 主催者として都道府県小連が準備対応等すべき事項

1) 消毒剤の用意

アルコール等の手指消毒剤を用意すること。

2) 実施プログラム等の配慮

開閉会式などの実施プログラムにおいても、密にならないことを配慮する。

3) 参加人数・父兄等観客の管理

参加者や観客同士が密な状態とならないよう、必要に応じ、あらかじめ会場（観客席）の数を減らすなどの対応をとること。また、大声での声援を送らないことや会話を控えること、会話をする場合にはマスクを着用すること等の留意事項を周知することが必要。

4) 更衣室、休憩・待機スペースの配慮

更衣室・休憩・待機スペースは感染リスクが比較的高いと考えられることに留意することが必要。

5) 会場上の注意

室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行う必要。具体的には、換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うことが考えられる。

④ その他

1) 主催・主管する大会・講習会等においては、「3つの条件（密閉、密集、密接）」

の回避が十分でない場合や安全な衛生環境の確保が対応できない場合には、開催を自粛すること。

2) 大会・講習会等においては、その準備における打ち合わせ等においても、密な状態とならないよう、配慮の上準備を進めること。

以上

